

令和6年3月

令和6年度からの週休2日制工事について

刈谷市では企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るため、令和4年度から土木工事において週休2日制工事の試行を実施しています。

令和6年4月からは労働基準法の改正により、建設業界においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、本制度のより一層の推進を図るため、原則全ての工事を週休2日制工事として実施します。

【概要】

■土木工事

1. 対象工事

原則全ての工事（著しく施工期間が短い工事等を除く）

2. 補正内容

労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を補正

■建築工事

1. 対象工事

原則全ての工事（著しく施工期間が短い工事、大規模改修工事等を除く）

2. 補正内容

労務費を補正

■共通

1. 対象となる工事は、特記仕様書等に明記します。

2. 発注者指定型の場合、工事名の末尾に（週休2日）と明記します。

3. 原則発注者指定型とし、当初設計から4週8休以上達成の経費を計上します。現場完了後、未達成の場合は経費を変更します。

4. 基準を達成した場合、工事成績評定において評価します。

5. 最終契約金額が1千万円以上の場合で、希望する場合は取組証を発行します。

（取組証は、総合評価で加點評価の際に必要となります。）

詳細については、

刈谷市週休2日制工事実施要領（土木工事）

刈谷市週休2日制工事実施要領（建築工事） をご確認ください。

問い合わせ先 刈谷市総務部契約検査課検査係（0566-62-1003）